

改正

平成29年8月18日告示第78号  
 平成31年2月26日告示第17号  
 令和3年3月26日告示第26号  
 令和3年9月29日告示第83号

塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、居住環境を整備することにより、本市への移住又は定住を促進するため、空き家の活用等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、塩尻市補助金等交付規則（昭和44年塩尻市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 本市の区域に個人が居住を目的として建築した住宅又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木竹その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 改修工事 住宅の修繕、補修、模様替え、改築、増築、設備改善等の工事のうち、建物本体に係るものをいう。
- (4) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定により作成した塩尻市立地適正化計画で定められた居住誘導区域をいう。
- (5) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づく方法により、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

(補助対象事業等)

**第3条** 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費、補助金の交付対象者及び補助金額は、次の表のとおりとする。

補助事業	補助対象経費	補助金の交付対象者	補助金額
空き家整備事業	廃棄物の処分、樹木の伐採その他の空き家を居住の用に供するために必要な整備（空き家改修事業に係るものを除く。）に要する経費で、市長が適当と認めるもの	次のいずれかに該当する者で、市税等の滞納のないもの (1) 市内に住所を有する空き家の所有者（自ら当該空き家に居住しようとする者を除く。） (2) 市外に住所を有する空き家の所有者	補助対象経費の2分の1に相当する額。ただし、10万円を限度とする。
空き家改修事業	10万円以上の改修工事に要する経費で、市長が適当と認めるもの	(3) 自ら居住するために空き家の所有者から当該空き家を借りている者	補助対象経費の2分の1に相当する額。ただし、50万円を限度とする。
空き家解体事業	空き家の解体及び除却に要する経費で、市長が適当と認めるもの	居住誘導区域に存する昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された木造の住宅の空き家（耐震診断を行ったものに限る。）又	補助対象経費の2分の1に相当する額。ただし、100万円を限度とする。

		は非木造の住宅の空き家 (以下この条において「旧耐震基準空き家」という。)の所有者であって、市税等の滞納のないもの	
		上記以外の空き家の所有者であって、市税等の滞納のないもの	補助対象経費の2分の1に相当する額。ただし、50万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の補助事業の補助対象経費に該当しているものについては、補助金の対象としない。

3 補助金の交付は、同一の空き家について、同一の補助事業につき1回限りとする。

4 2以上の補助事業を同一の空き家に活用する場合における補助金の総額の上限は、50万円（居住誘導区域に存する旧耐震基準空き家に対する空き家解体事業を伴う場合にあっては、100万円）とする。

5 第1項及び前項の規定にかかわらず、個人所有以外の空き家に対する補助事業にあっては、限度額をそれぞれ2分の1とする。

6 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。  
(補助金の交付の条件)

**第4条** 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 空き家整備事業又は空き家改修事業（市内に住所を有する空き家の所有者が実施するものに限る。）を行った空き家について、塩尻市空き家バンク制度要綱（平成24年塩尻市告示第3号）の規定により空き家バンクへの登録を申し込むこと。

(2) 空き家解体事業を行った空き家の跡地について、一戸建ての住宅の用地として売却又は貸借を行うこと。

(補助金の交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の内訳が分かる見積書等の写し

(2) 補助事業実施前の状態を撮影した写真（補助事業の対象が分かるもの）

(3) 対象となる空き家の案内図

(4) 対象となる空き家の存する土地及び建物の全部事項証明書その他の対象となる空き家の所有者であることを証する書類又は賃貸借契約書その他の対象となる空き家を借りていることを証する書類

(5) 対象となる空き家の存する土地の公図

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

**第6条** 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業補助金交付決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

**第7条** 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業変更・中止承認申請書（様式第3号）により市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業変更・中止承認書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

**第8条** 補助事業者は、補助事業が完了したときは、塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業実績

報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (2) 補助事業完了時の状態を撮影した写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の請求等）

**第9条** 補助事業者は、補助金の額の確定の通知を受けた後速やかに塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の受領について、補助対象事業を施工した事業者（以下「施工業者」という。）に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

3 前項の規定にかかわらず、補助事業者が当該補助事業の総事業費から補助金を控除した額を超える額を施工業者に支払っているときは、代理受領はできない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

**第10条** 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条の補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

（補則）

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月18日告示第78号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年8月18日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用する。

附 則（平成31年2月26日告示第17号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業補助金交付要綱（次項において「改正後の要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用する。

3 この告示の施行の際、この告示による改正前の塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業補助金交付要綱の規定に基づく様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の要綱の規定に基づく様式によるものとみなす。

4 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則（令和3年3月26日告示第26号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業補助金交付要綱（次項において「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、この告示による改正前の塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業補助金

交付要綱の規定に基づく様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、新要綱の規定に基づく様式によるものとみなす。

- 4 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

**附 則**（令和3年9月29日告示第83号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前のそれぞれの告示の規定に基づく様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後のそれぞれの告示の規定に基づく様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

申請者 住所  
 氏名  
 電話番号

年度塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助事業の内容	
2 対象となる空き家の所在地	
3 補助事業に要する経費の予定総額	円
4 交付を受けようとする補助金の額	円
5 他の補助金の申請の有無	<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無
6 添付書類	(1) 補助対象経費の内訳が分かる見積書等の写し (2) 補助事業実施前の状態を撮影した写真（補助事業の対象が分かるもの） (3) 対象となる空き家の案内図 (4) 対象となる空き家の存する土地及び建物の全部事項証明書その他の対象となる空き家の所有者であることを証する書類又は賃貸借契約書その他の対象となる空き家を借りていることを証する書類 (5) 対象となる空き家の存する土地の公図 (6) その他市長が必要と認める書類

（注）該当する口には、レ印を記入すること。

私及び世帯員の市税等の課税資料を、納付状況の確認のため職員が閲覧することに同意します。（氏名を自署する場合、押印を省略することができます。）			
申請者氏名	印	世帯員氏名	印
世帯員氏名	印	世帯員氏名	印

塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業補助金交付決定・却下通知書

塩尻市指令 第 号

申請者 住所  
氏名

年 月 日付けで申請のありました 年度塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業補助金の交付について、次のとおり決定・却下したので通知します。

補助金交付決定額	円
却下の場合その理由	

年 月 日

塩尻市長 印

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の事業運営及び経理の状況を調査し、適当でないと認めるときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- (5) 補助事業完了後速やかに塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業実績報告書を市長に提出すること。

様式第3号 (第7条関係)  
様式第3号 (第7条関係)

塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業変更・中止承認申請書

年 月 日

(あて先) 塩尻市長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け塩尻市指令 第 号で交付決定のありました塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業を、次のとおり変更・中止したいので、承認してください。

1 変更の場合

変更内容	変 更 前	変 更 後
補助金の額	円	円
理 由		

2 中止の場合

理 由	
-----	--

様式第4号(第7条関係)  
様式第4号(第7条関係)

塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業変更・中止承認書

第 号  
年 月 日

様

塩尻市長 印

年 月 日付けで申請のありました 年度塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業の変更・中止を承認します。

1 変更の場合

変更内容	
補助金の額	円

2 中止の場合



塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業実績報告書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け塩尻市指令 第 号で交付決定のありました塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業が完了しましたので、次のとおり報告します。

1 補助事業の内容	
2 補助事業に要した経費の総額	円
3 確定を受けたい補助金の額	円
4 添付書類	(1) 補助対象経費に係る領収書等の写し (2) 補助事業完了時の状態を撮影した写真 (3) その他市長が必要と認める書類

※ 以下は記入しないでください。

上記の報告事項について審査しましたから意見を付けて報告します。

年 月 日

審査担当者職氏名

審査結果の意見

塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業補助金請求書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

申請者 住 所  
氏 名

塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 信用組合 農協	本店・支店 本所・支所 出張所
預金の種類	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

代理受領により補助金を請求する場合（指定口座の名義人が補助事業者本人でない場合）のみ記入してください。なお、氏名を自署する場合、押印を省略することができます。

塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業補助金の受領に関する一切の権限を、上記の口座名義人に委任します。

左記の権限の委任を受けることを承諾します。

署名 印

代表者氏名 印  
(電話番号 - )